

# 島根県市町村情報部門支援業務委託仕様書

## 1. 業務の目的

人口減少に伴い DX 推進体制に不安を抱える市町村では、共同調達の取組や新しいサービス構築による地域課題解決の取組に割くリソースが不足していることから、情報部門の実務支援や外部人材登用などを支援していくにあたり、担当県職員とともに協働して実施することを求める。

## 2. 委託業務の内容

以下により業務を実施する（別紙 1 参照）

### ①全体支援・戦略策定支援

事務局運営、導入に向けた現状調査など Web 支援に加え、年 2 回の現地訪問を行う。

#### (ア) ヒアリング実施・とりまとめ：

情報部門支援活動の全体支援及び個別支援において市町村担当者へのヒアリング結果をとりまとめ、DX 推進における戦略面での阻害要因（人材不足、予算、インフラ等）を抽出する。

#### (イ) 「自治体 DX」支援戦略の検討：

市町村の行政運営の効率化および住民サービス向上を支援するため、以下の観点に留意しながら支援策を構築する。

- デジタル行財政改革との連動
- 自治体情報セキュリティ、ネットワーク構成
- 島根県共通化との整合性
- 産官学民連携コミュニティとの連動

#### (ウ) 「地域社会 DX」支援戦略の検討：

デジタル技術を活用した地域課題解決および産業振興を支援するため、以下の観点から支援策を構築する。

- デジタル拠点の活用
- 産官学民連携コミュニティの活用
- デジタル推進委員の活用

#### (エ) 市町村情報部門サービスメニュー構築、実施検証：

市町村アンケートの結果から支援ニーズのある特定市町村と共同で情報部門支援につながるサービス構築を実施する

- i. 実施事項：サービス設計、サービスメニュー作成、実施検証

#### (オ) ポータルサイト環境構築

市町村情報部門支援に係る情報等を整理し、市町村担当者に展開

#### (カ) 研修会の企画運営

19 市町村に向けた地域社会 DX と共同調達・標準化に関する下記①②の研修会を開催する。

##### i. 目的：

- ① デジタル公共財の検討を中心に、県内 19 市町村を巻き込みながら地域社会 DX を推進するための機運醸成やナレッジ蓄積
- ② 共同調達の知見獲得や標準化運用経費削減のナレッジ蓄積

ii. 実施事項（①②共通）：

- 市町村のニーズ確認（内容・開催地域）
- ニーズに基づくベンダーへの出展参加調整
- 会場設営支援
- 研修会運営支援
- 講演候補者の提案

iii. 開催形式：

- ① 3か月に1回程度のオンライン開催
- ② 年に1回対面で開催

## ②個別支援

### （ア）情報部門体制強化支援

市町村の情報部門に月2回程度の現地訪問。以下のような支援を想定。

- 外部人財登用支援：地域活性化起業人等デジタル専門人財の公募および登用にあたり、導入までの支援を実施する。
- デジタル関連見積精査支援：  
様々なデジタル関連の見積もりに対して精査支援を行う
- 自動化・BPR 支援：  
RPA や VBA 等々市町村の要望、業務環境に合わせて業務に対して業務フロー作成、自動化や効率化、デジタル化の支援を実施する。

### （イ）地域社会 DX 支援

県 ICT 総合戦略と連動した地域社会 DX 横展開の支援

- 支援対象地域の選定  
島根県と地域社会 DX の推進意欲がある市町村と協議の上、支援内容を含めて決定
- 訪問頻度：  
月1回以上の支援市町村への現地訪問
- 現状分析：  
市町村職員へのヒアリング、既存システム調査等の実施
- 伴走支援：  
戦略策定支援だけではなく、対象市町村に対して具体的な取り組みがある場合はハンズオン形式での伴走を実施

## 3. 契約形態

準委任契約とする

## 4. 求めるスキル

デジタル分野の経験・スキルとして以下のいずれかの要件を満たすこと。

- （ア）民間企業、地方公共団体等におけるデジタル分野での実務経験を5年以上有すること。
- （イ）IPAが実施する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。
- （ウ）ア又はイと同視し得る知見を有すること。

## 5. 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

## 6. 履行場所

島根県庁

その他島根県が定める作業場所（リモートワーク含む）

## 7. 履行条件

特になし

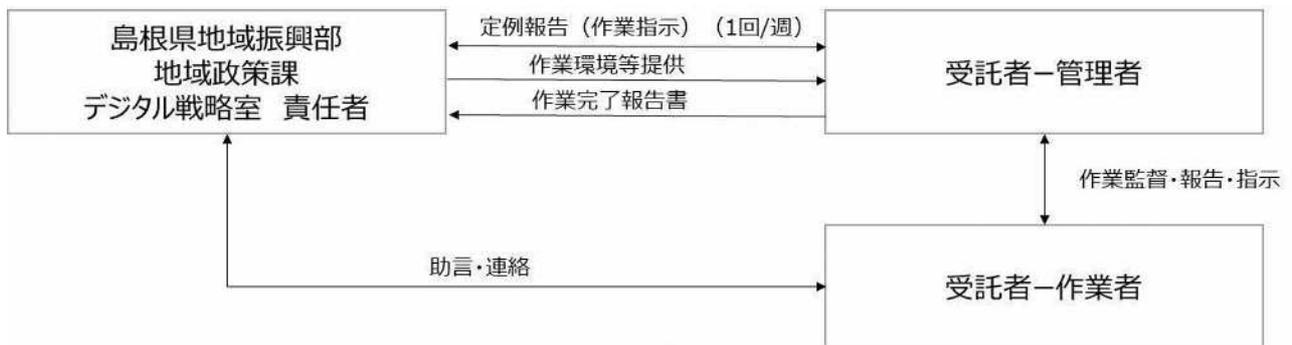
## 8. 作業完了

受託者は作業完了後、速やかに作業完了報告書を提出し、島根県はこれを受けて検収を行うこと。※成果物は検収対象ではない。

## 9. その他

- ・本事業において生じる個別の出張等における交通費等は個別に支給はしない。
- ・本業務で生じたすべての成果物、著作物、知的財産はすべて島根県に帰属する。

## 10. 事業実施体制図

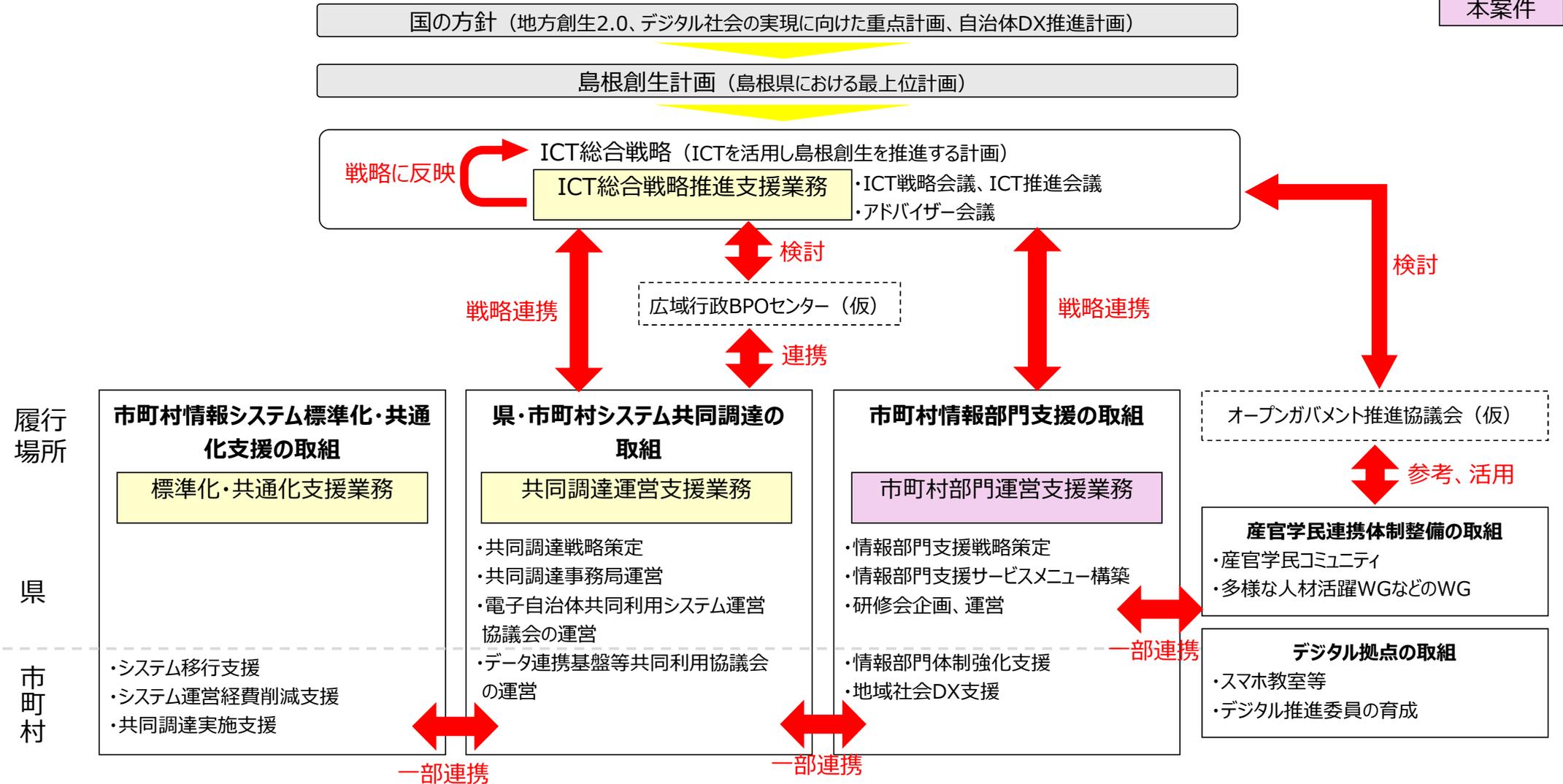


# 事業全体像

凡例

外注業務

本案件



# 市町村情報部門支援のイメージ

凡例  
外注業務  
本案件

